



門 総 人 第 764 号
平成 29 年 11 月 17 日

門真市職員労働組合
執行委員長 西本 孝雄 様

門真市長 宮本 一孝



年末一時金等について (回答)

1. 基本賃金等について

- ① 本年の給料改定については、人事院勧告に準じて、平成29年4月1日に遡り、給料表の改定について、実施できるよう議会手続を進めていく。

なお、給与制度の総合的見直しによって平成28年1月1日に抑制された昇給について、平成30年4月1日において37歳に満たない職員を対象に回復するものとする。

- ② 非常勤嘱託職員等の報酬についても、職員と同様の改定を行う。

2. 年末一時金要求について

- ① 年末一時金については、人事院勧告に準じて、勤勉手当を0.1月分引き上げ、年4.3月から年4.4月となるよう議会手続を進めていく。12月期の期末手当として1.375月、勤勉手当として0.85月、合計2.225月分を、12月8日に支給し、勤勉手当0.1月の引き上げ分については、議会可決後に支給する。

なお、来年度以降は期末勤勉手当の合計が6月期を2.125月分、12月期を2.275月分となるよう議会手続を進めていく。

また、再任用職員については、同勧告に準じて勤勉手当を0.05月分引き上げ、年2.25月から年2.3月となるよう議会手続を進めていく。

12月期の期末手当として0.8月、勤勉手当として0.4月、合計1.2月分を12月8日に支給することとし、勤勉手当0.05月の引き上げ分については、議会可決後に支給する。

なお、来年度以降は期末勤勉手当の合計が6月期を1.075月、12月期を1.225月となるよう議会手続を進めていく。

- ② 役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止す

ることは困難である。

- ③ 非常勤嘱託職員等については、制度上、支給することは困難である。
- ④ 人事評価制度については、平成28年度から地方公務員法に基づき、勤勉手当・昇給への反映を含む制度を導入したところであり、引き続き、同法の趣旨に適う制度となるよう運用していきたいと考えている。これまでの交渉において、ご指摘のあった課題についても真摯に受け止め、より良い制度となるよう対処していきたいと考えている。

3. 地域手当について

地域手当については、国制度を超える16%への引き上げは困難である。

4. 中途採用者の前歴換算の見直しについて

中途採用者の前歴換算の見直しについては、これまでの交渉における残課題であることは認識しており、引き続き検討していく。

5. 職員採用について

職員採用については、今年度新たに10月1日付けで3人採用するとともに、現在新規採用予定人数を16人程度とし採用試験を実施しているところである。

次年度以降も、業務量や超過勤務時間の状況、退職者の状況等も考慮し、職員採用に努めていきたいと考えている。

6. 再任用職員の任用について

平成25年度末の定年退職者から年金支給開始年齢が引き上げられたことから、本市においても、再任用を希望する者にあつては、年金支給開始年齢に達するまでの間、短時間勤務のほか、フルタイム勤務での再任用を実施しているところである。

なお、平成24年度から任用者数の上限を撤廃し、選考により成績が優秀であった職員については任用することとしたところであり、平成30年度任用についても同様の考え方で実施していく。

7. 長時間労働対策について

長時間労働対策については、効率的な業務運営の推奨を始め、従来のノー残業デーの周知やノー残業デー推進月間など、長時間労働の縮減に向け、全庁を上げ取り組んできたところである。

今後とも、引き続き長時間労働対策を積極的に進め、職員の健康を守る立場から、職場実態の把握に努めるとともに、管理職への指導や安全衛生委員会での啓発等、職場環境の改善等の取組を進めていく。

8. パワーハラスメント対策等について

パワーハラスメント対策については、パワーハラスメントはあってはならないものであり、引き続き防止に努めていく。この考えのもと、職員報を通じた啓発記事の掲載や安全衛生委員会での研修会を実施するなど意識啓発を進めるとともに、引き続き、職員アンケートも実施していく。

9. 非常勤嘱託職員等の勤務条件について

非常勤嘱託職員等の勤務条件については、この間、任用方法や報酬・給料の支給額の見直し、夏季休暇やインフルエンザ休暇の付与など、勤務労働条件の改善に努めてきたところである。

そのような状況の中、基本賃金については正規職員と同様に人事院勧告に準じて、平成29年4月1日に遡り、実施できるよう議会手続を進めていく。

次に、会計年度任用職員制度創設の趣旨は、一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の適正な任用・勤務条件の確保であり、非常勤嘱託職員等の処遇改善にも一定つながるものと考えられ、制度移行にあたっては、労使合意のうえ、法の趣旨等を踏まえる中で適切に対応していきたいと考えている。

最後に、昨年の平成28年11月15日付け及び本年の平成29年10月20日付けで申し入れを行っている「年末年始勤務者に対する手当の見直し」については、年末年始勤務者に対する超過勤務手当等の加算を廃止し、休日出勤として超過勤務手当等を支給するよう議会手続を進めていく。

なお、実施については、議会可決後速やかに変更する。